（受地福 6-4）

宇治市総合福祉会館キュービクル改修工事

現場説明書

宇治市

１．工事関係車両の駐車場について

工事期間中の工事関係車両の駐車は、当該敷地内の指定場所とし、不足分については工事受注者の責任において他に確保する。維持管理についても受注者が責任を持って行う。

２．仮設工事について

仮囲い、養生、工事用駐車場の設置、維持管理は受注者にて行い、工事完成時は受注者にて原状復旧する。

なお、搬入等車両の通行が多い日は、事前に監督職員に報告する。

３．交通誘導警備員について

工事期間中の交通誘導警備員については、各工程時に際して大型重機類または多量の資材を搬入出する場合、あるいは監督職員が指示する場合は同職員の指示する箇所に受注者にて交通誘導警備員を配備する。

４．工事用水・電力について

本工事に必要な工事用電力、工事用水は既存の施設を利用することができる。なお、当該施設を利用する場合は、当該施設運営管理等に支障をきたさぬよう節電、節水に努める。

Ａ．本工事に必要な仮設配線、用水配管は受注者の負担とする。

Ｂ．工事用電力を既存施設から利用する場合は、電灯・動力とも余裕電気容量が少ないため、監督職員と十分に協議して仮設電気容量を決める。
なお、電気溶接機等の消費電力が大きい機器類は既存施設から利用しない。

Ｃ．仮設分電盤内に漏電遮断器を取り付けて事故の防止に努める。

Ｄ．既設コンセントより電動工具類を使用する場合は、漏電遮断器付コードリールまたは、漏電遮断器を通して使用する。

５．工事着手日について

契約後速やかに社会福祉協議会、地域福祉課等及び監督職員等と工事工程、施工方法などについて十分協議を行い、了承を得た上で現場着手をする。なお、事前の調査は施設の運営上支障のない範囲で契約後可とする。

６．作業時間について

作業時間は原則として午前８：３０から午後５：３０迄とし、日曜・祝日の作業は行わない。ただし、継続作業等でやむを得ず作業を延長する場合及び騒音が出ない作業等を日曜・祝日に行う場合については、事前に監督職員と協議する。また、運営に支障となる停電作業は祝日とし、仮設高圧ケーブルへ切替

は令和７年４月２９日とし、新設キュービクルへの切替は令和８年２月２１日～２３日の三日間で行う。

７．作業工程について

契約後、既設状況等を把握の上、令和７年４月頃の現場着手とする。また、作業日毎に清掃・片付けを行い、平常業務に支障をきたさないよう注意する。

８．主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について

①現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知する。

②検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日を、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修または改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

９．石綿事前調査結果の報告について

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査について労働基準監督署及び京都府（山城北保健所）に事前調査の結果を報告する。

１０．特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（受注者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があるため、（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第１２条の２　第８項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、もしくは下請負人等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任する。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（受注者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請負人との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出する。

・ 受注者と下請負人との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
・ 受注者と下請負人との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が受注者に帰することが明確にされている。
・ 上記業務内容について受注者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できる。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出する。

１１.建設発生土の搬出について

建設発生土については、㈱清水工業に運搬するものとし、受入条件は以下のとおりとする。これにより難い場合は、監督職員の指示によるものとする。

１）受入不適なもの

（例）ゴミ・ガラ等異物混入土及び汚染土壌の場合

２）受入条件等

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件
建設発生土	㈱清水工業 075-748-8350	日曜日、祝日を除く 8：00～17：00	

３）土壌分析調査結果の提出

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）により許可を受けており（受ける予定であり）、残土の受入には土砂条例施行規則第 7 条に規定する調査が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第 7 条第 3 項及び第 4 項に規定する土壌調査（28 項目）を行う。

１２．建設副産物の取扱い

１）再生資源利用計画書について

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

２）受領書の交付について

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

３）再生資源利用促進計画について

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

４）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

５）建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「３）再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「４）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

６）建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

７）実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

８）再生資源利用［促進］計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後５年間保管するこ

と。

提出は、紙１部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙１部を提出すること。

9）運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。

１３.各種申請及び届出関係について

本工事における下記の届出等は各工事受注者が行う。

消防法（キュービクル、発電機、消火器）に基づく届出、試験、検査立会い（費用等も本工事に含む)。また、社会福祉協議会と調整の上、工事中の消防計画する。

１４.その他

①禁煙について

敷地内については禁煙とする。

■宇治市総合福祉会館キュービクル改修工事

工期:令和7年1月16日～令和8年3月16日

	令和6年度						令和7年度																							
	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
契約日		■ 1/16																												
キュービクル承認図作成		■																												
発電承認図作成		■																												
キュービクル製作期間			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■ 11か月間	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
発電機製作期間			■	■	■	■	■	■ 6か月間	■	■	■	■	■	■																
キュービクル搬入･据付																									●	●				
発電機搬入･据付																									●	●				
高圧ケーブル配線							■	■																						
高圧ケーブル仮設停電切替								■ 4/29																						
発電機撤去											●	●																		
発電機解体									■	■																				
電柱据付											●	●																		
土工事･配管仕込み													■	■	■															
基礎																■	■													
電気配線																						■	■	■	■					
キュービクル･発電機　引張試験																									■					
停電切替																												■ 2/21～23		
キュービクル撤去																													●	
ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎撤去･ｺﾝｸﾘｰﾄ打設																													■	
契約終了																														■ 3/16
別途工事予定(外壁改修工事)													←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→		
備考																														